

<令和8年度 保護者用リーフレット>

『すそのまなび家デー』

について



～家族と育てる学びの芽～

裾野市では、子どもが「どこで」「どのように」「何を」学ぶかを自分で考え、主体的に学習に向かう気持ちを応援しています。この学びを平日に、家族等と一緒にすることができる制度が、「すそのまなび家デー」です。令和8年4月から、すそのまなび家デーをスタートします。

家族との絆を深めながら、新たな発見を得られる充実した学びの時間を過ごしてみませんか。

令和8年 4月
裾野市教育委員会

「すそのまなび家デー」とは

「すそのまなび家デー」とは、「家」族との「学」びが充実した「日（デー）」になることを願って作った造語です。子どもにとって学びの場は学校だけではなく、家庭・地域・社会全体に広がっているという考えのもと、「どこで」、「どのように」、「何を」学ぶかを自分自身で考えることで、主体的に学習に向かう気持ちを養い、平日に家族等※と一緒に学ぶことができる日です。

校外での自主学習活動であるため、学校に登校していなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いになります。

※本制度については、令和6年度に実施された「こどもミライ会議」における児童からの訴えに基づき、導入を検討したものです。

※家族等・・・原則は保護者ですが、保護者が認めた6親等以内の成人も含まれます。

「すそのまなび家デー」の活動例

家族で一緒に過ごす時間は大切です。そして、「何について学ぶか」をお子様と一緒に計画を立て、話し合う過程が重要だと考えています。必ずしも遠くへ行かなくても、身近な場所で学ぶこともできます。学校外で新たな発見を得られる活動を、お子様と一緒に計画しましょう。

《芸術鑑賞》

博物館、美術館、音楽、演劇等、本物の芸術に触れてみましょう。

自分の感性や想像力を育むことができます。

同じものを見て、感想を伝えあうとよいですね。



《ものづくり》

自分の興味のある講座やイベントに参加し

て、じっくり時間をかけて制作してみましょう。また、家庭科の授業等で学んだことを生かして、料理に挑戦してみるのもよいですね。



《農業、漁業、林業等の体験活動》

静岡県は、自然資源を生かした産業がバランスよく展開されています。

こうした体験活動を通して、SDGsの視点や地域貢献についても学ぶことができ、物事を見る視野が広がります。



《地域文化の学習》

史跡を見学したり、伝統工芸品を制作してみ

たりしましょう。こうした体験を通して、文化的背景や歴史を理解し、次世代に伝統を継承していく意識を高められるとよいですね。



《交流活動》

異なる文化や言語をもつ人々との交流を通

して、多様性の理解を深めましょう。言語や表現の違いを乗り越えるために、コミュニケーション能力の向上も期待できます。



《ボランティア活動への参加》

平日の活動は、普段は見えにくい地域の課題

や、そこで働く人々の努力を間近に見ることができます。将来の進路選択や職業観を育てるきっかけにもなりますね。



「すそのまなび家デー」申請の流れ

1. 計画を立てる

家庭でどんな学びができそうか話し合い、計画を立てる。
(学校の行事等を確認し、実施日が取得可能な日かどうか確かめる)

☆学ぶ日 ☆学ぶ場所 ☆学ぶこと

2. 届け出る

「まなび家カード」の注意事項をよく読み、制度について再確認後、取得日の1週間前までに「まなび家カード」の注意事項にチェック、及び「すそのまなび家デー取得願」に記入し、担任へ届け出る。

※兄弟で活用する場合は、一人ずつ申請してください。

3. 探究学習

保護者等と一緒に体験や活動を行う。

※事前申請をしていますが、当日必ず学校へ欠席連絡を入れてください。

4. 振り返り

家庭での学びの振り返りをする。

※申請は「まなび家カード」にて行います。「まなび家カード」は、裾野市教育委員会のホームページからダウンロードできるようになっています。また、各学校にも用意しておりますので、必要があれば各担任にお知らせください。

留意点

- 原則、「すそのまなび家デー」を取得する1週間前までに、「まなび家カード」の取得願に必要事項を記入し、学校に提出します。学校から、取得願に「承認印」のある「まなび家カード」が返却されましたら取得可能です。
- 「すそのまなび家デー」は年間で3日間まで取得することができます。しかし、以下の日は取得できません。
 - ・入学式、始業式、終業式、卒業式、修了式
 - ・定期テスト実施日
 - ・運動会、学校祭
 - ・運動会、学校祭の直前期間(学校が定める) ※安全確保のため
 - ・宿泊行事実施日
 - ・年度初め(4月~GW前) ※新しい環境に慣れるため
 - ・年度末(3月) ※卒業式等の準備期間
 - ・その他、学校が定める日、または期間
- 「すそのまなび家デー」を取得した日の授業内容は、各自、自主学習で補います。
- 「すそのまなび家デー」取得に伴う給食停止の対応はありません。

「すそのまなび家デー」に係る Q&A

Q1 裾野市は、どうして「すそのまなび家デー」を作ったのですか。

A1 現代社会において家族の形は多様化しており、共働き世帯は全国で約1250万世帯、夫婦のいる世帯の約7割を占めています。その中には、保護者の休暇が平日に限られ、週末に子どもと過ごすことが難しい家庭もあります。「すそのまなび家デー」は、そうした家庭において平日に家族と過ごす機会を確保するとともに、家庭教育の充実を目的としています。また、子どもにとっての学びの場は学校だけでなく、家庭・地域・社会全体に広がっているという考えのもと、「どこで」「どのように」「何を」学ぶかを自ら考える機会を提供することで、子どもが主体的に学習に向かう気持ちを養うことを目的としています。

Q2 「すそのまなび家デー」を連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次の年に繰り越すことができますか。

A2 連続して取ることもできます。年度内に3日間取ることができますが、次年度に繰り越すことはできません。また、必ず取得しなければならないものではありません。

Q3 急遽保護者が休みを取れることになった場合、申請することはできますか。

A3 当日の申請や事後申請はできませんので、原則1週間前までに申請をお願いします。

Q4 「すそのまなび家デー」で、どこかへ旅行に出かけてもよいのですか。

A4 「すそのまなび家デー」は、子どもの学びと保護者の休暇で構成されるので、学びの要素が必要です。学びの要素があれば、旅行に出かけることもできますが、大切な授業の代わりですので、家庭でよく話し合っって計画を立ててください。なお、どこかへ出かけなくても大丈夫です。

Q5 「すそのまなび家デー」を取得し、その活動中にけが等をした場合、どうなりますか。

A5 学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外となります。心配であれば、「すそのまなび家デー」の取得前に、御家庭で保険に加入してください。

<「すそのまなび家デー」に関するお問い合わせ先>

◆制度全般に関すること 裾野市教育委員会 学校教育課 TEL:055-995-1838

◆申請及び報告に関することは、各学校にお問い合わせください。